

北区民ふれあいまつり 2024 で 空き家所有者向け相談会を開催します！

空き家の増加は、地域の防災や防犯、生活環境、景観などに悪影響を及ぼし、さらにはまちの活力の低下につながるなど、地域のまちづくりを進めるうえで大きな課題となっています。一方で、空き家を活用することで家の傷みを防ぎ、地域の活力につながります。

この度、公益社団法人京都府宅地建物取引業協会が北区民ふれあいまつり 2024 に相談ブースを設け、同協会に所属している京都市地域の空き家相談員*等が空き家の活用や予防、管理に関するご相談に応じます。

* 空き家に関して気軽に相談できる、京都市の研修を受けて登録された宅地建物取引士。

1 日時

令和6年5月26日(日) 午前10時～午後2時30分

2 会場

京都府立清明高等学校グラウンド(北区民ふれあいまつり 2024 内)

住所：〒603-8163 京都市北区小山南大野町

アクセス：(市営地下鉄烏丸線) 北大路駅から徒歩7分

(市バス・京都バス) 北大路新町から徒歩2分、北大路堀川から徒歩4分

3 対象

京都市内で空き家を所有する方など

4 参加費

無料

5 お申込み等

事前のお申込みは不要です。相談ブースにて随時対応いたしますので、直接現地へお越しください。(1名当たりの相談時間：30分程度)

なお、相談ブースが埋まっている場合は、お待ちいただく場合があります。

6 お問い合わせ先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課(電話：075-222-3667)

京都市では、令和8年以降に非居住住宅利活用促進税の導入が予定されています。この機会にぜひご相談ください！



あきやん博士